

仕様書

1 業務名

西東京市 夏季学習支援事業業務

2 総 則

西東京市 夏季学習支援事業業務（以下「業務」という。）は、契約書で定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。また、業務の実施にあたっては、西東京市（以下「委託者」という。）と十分な連絡調整を行い、円滑に実施を図るものとする。

3 業務の目的

本業務は、夏季休業期間中に学習支援事業を実施することで、本市の生徒一人一人の学習意欲を引き出し、自信をもって学習に取り組める環境を構築することにより、基礎学力の定着と習熟度の向上を図るための業務である。

4 履行期間

契約の日の翌日から平成 29 年 9 月 30 日まで

5 履行場所

市内の公共施設等を使用する

6 対象生徒

中学校 3 年生で学習意欲が高く、継続して参加することができる生徒

7 クラス分け

習熟度別のクラス編成を行うため、学習支援開始前に習熟度テストを実施し、習熟度のクラス分けを行う。

クラス分けは、英語・数学・国語それぞれにごとに実施する。

8 実施教科

教科は英語、数学、国語の 3 教科とする

9 学習支援実施期間

夏季休業期間中の 10 日間とし、詳細な日程は受託後に委託者と協議・調整の上、決定する

10 指導時間・教材

実施時間は委託者と受託者で協議・調整の上、決定する。

11 人員体制

（1）統括責任者の配置

本業務全体を統括し、市との連絡調整及び参加者対応、受託事業運営の総括を行う統括責任者を配置すること。

（2）統括責任者の条件

統括責任者は教育関連事業で学習指導に関する職務経験を 3 年以上有しているほか、地方自治体が委託元となる学習支援業務における運営経験を 2 年以上有していること。

（3）学習指導員の配置及び条件

1 クラスに1名以上の指導員を配置し、指導員は習熟度に応じた指導ができる十分な経験と知識を持った人員を配置すること。

(4) 指導員の研修

学習指導員には効果的で具体的な研修を実施すること。

12 教材

参加者の学力を考慮し、基礎学力の定着、習熟度の向上、学習意欲の喚起を図ることができる受託者が制作した効果的な独自の教材を提供すること。

13 学力定着度確認テスト

学力の定着度を確かめるテストを実施し、その結果から指導前後の学力の伸長について分析・報告すること。

14 出欠管理

毎回の授業日に各クラスの出欠状況を確認し、委託者に情報提供すること

15 安全対策

事故や緊急事態等の発生に備えた安全管理マニュアルを整備し、万一事故・緊急事態等が発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、必要な措置を講じること

16 個人情報の保護について

(1) 個人情報の保護

個人情報の取扱いにあたっては、保護条例及び個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項の各条項の規定を遵守し、最大限の注意を払うこと。

17 その他

(1) 本業務に必要な傷害・賠償責任保険等に参加すること

(2) 運営に必要な教材・備品・消耗品等は受託者が負担すること

(3) 仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者で協議し、決定すること

18 担当課

西東京市教育委員会 教育部 教育指導課指導係
〒202-8555 西東京市中町一丁目5番1号
電話 042-438-4075 FAX 042-423-2872
E-mail : shidou@city.nishitokyo.lg.jp